

8/22 五
後

うなる

5

介護報酬

5月に成立した改定介護保険法により、2018年4月から療養型施設の「介護療養院」が新設されます。

政府は、医療費の伸びを抑制するため、各都道府県の「地域医療構想」に沿って入院ベッド数を減らし、在宅療養などへの移行・転換を進めています。

「介護療養院」新設はそうした対応の一環です。高齢者が長期にわたり療養する「介護療養病床」約6万1千床などを18年3月末で全廃（経過措置6年間）するのに伴い新設されます。

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル

「介護療養院」新設

ケア（末期医療）などの医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設になると説明されていますが、医療が必要な要介護者が、医師や看護師などの配置が少ないので施設に移らざるをえなくなるなど、質の低下が心配されます。

厚労省は社会保障審議会給付費分科会（4日）

同分科会では、医療保険を財源とする医療療養病床の患者が、介護保険を財源とする介護療養院に移ることで、「介護保険財政に大きく影響するのではないか」との意見が出ました。厚労省が15年度介護報酬改定の効果を検証した調査では、85・5%の介護療養・病院が、患者の「退院が困難」と回答。長期療養入所者の「退院＝追い出し」を狙つてきた厚労省ですが、介護切り捨てに対する批判のか、療養病床削減が進まない実態が浮き彫りになっています。

病床削減、質の低下懸念

(つづ)

	介護療養院	
	(I)	(II)
主な利用者像	重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等	左記と比べて、容態は比較的安定した者
施設基準	介護療養病床相当 医師 48対1 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上 医師 100対1 看護 3対1 介護 ※うち看護2/7程度
面積	老健施設相当 (8.0m ² /床)	
低所得者への配慮	補足給付の対象	

（厚労省資料から作成）